

○八女西部広域事務組合火葬場使用条例施行規則

(令和4年2月1日 規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、八女西部広域事務組合火葬場使用条例（昭和54年10月1日条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(証明等の種別)

第2条 条例別表1備考に定める証明書の種別は、別表に掲げるものとする。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称
火葬場使用許可証の写しの証明書
火葬及び分骨証明書